

○建設工事請負契約に係る指名競争入札の参加者の資格要綱

(平成 11 年 10 月 1 日要綱第 3 号)

改正 平成 19 年 10 月 9 日要綱第 8 号 平成 20 年 3 月 25 日要綱第 3 号

平成 24 年 10 月 15 日要綱第 29 号 平成 25 年 6 月 28 日要綱第 30 号

平成 26 年 1 月 31 日要綱第 1 号 令和 3 年 12 月 24 日要綱第 50 号

令和 5 年 9 月 26 日要綱第 44 号 令和 6 年 6 月 13 日要綱第 25 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、
大刀洗町が発注する建設工事(建設工事に附帯する工事、調査、設計等を含む。)の請
負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及び手続きを定めたので、同令
第 167 条の 11 第 3 項の規定により告示する。

1 指名競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当する
者

(2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年
間を限度として町長が定める期間を経過しない者は、競争入札に参加するこ
とができるない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使
用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品
質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価
格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又
は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年間を限度として町長が定
める期間を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使
用人として使用した者

(3) 建設工事については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項の建設
工事を営む者で、同法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者及び同
法第 27 条の 23 第 1 項の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)を受け
ていない者。ただし、やむを得ない理由により経営事項審査を受けることがで
きなかったと町長が認める者については、この限りでない。

(4) 建設工事については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していな
い者。ただし、各保険について加入する義務がない者を除く。

- (5) 営業を行うについて、法令の規定により官公庁等の許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者
- (6) 国税(所得税又は法人税)、県税(事業税)、町税を完納していない者
- (7) 指名競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者

2 指名競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 建設業者の場合

- ア 別表に掲げる事項について行った審査の評定の結果を総合勘案し、次に掲げるところにより等級別に格付し各等級に対応する工事について入札に参加するものを定める。
 - (ア) 土木一式工事については、A等級からB等級まで
 - (イ) 建築一式工事については、A等級からC等級まで
 - (ウ) 補装工事については、A等級からB等級まで
- イ 格付された業者であっても、町長が特に必要と認めるときは、上下の等級に係る指名競争入札に参加させることができるものとする。
- ウ 等級の格付決定後、組織変更等により事業を承継した場合は、当該等級を承継することができる。
- エ 経営事項審査を受けていない建設業者の等級は、最下位級に格付するものとする。

(2) その他の業者の場合

等級別格付は行わないものとする。

3 有効期限

等級別格付の有効期限は、隔年度の格付決定の前日までとする。

4 指名競争入札参加資格申請書の提出の時期及び方法

(1) 提出期間

隔年10月1日から同月31日までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(2) 提出方法

ア 提出先

大刀洗町役場企画財政課

イ 提出部数

1部

ウ 申請書の様式

別に定める。

5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日より適用する。

附 則(平成 19 年 10 月 9 日要綱第 8 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日要綱第 3 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 15 日要綱第 29 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 24 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 6 月 28 日要綱第 30 号)

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 31 日要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 12 月 24 日要綱第 50 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 9 月 26 日要綱第 44 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 13 日要綱第 25 号)

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表

1 客観的事項の審査基準

客観的事項の審査については、建設業法第 27 条の 23 の規定に基づいた経営事項審査結果による。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員の、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けたもの(以下「組合」という。)が工事種別ごとに 5 人以内の組合員を指定した場合(以下、当該指定を受けた者を「審査対象者」という。)にあっては組合及び審査対象者のそれぞれの審査結果を基礎に、次に定めるところにより調整を行う。

なお、審査対象者は、第 1 のアからウまでのいずれにも該当しない者であ

り、かつ、組合の理事又は組合の理事が役員となっている法人でなければならない。

(1) 経常建設共同企業体

ア 経常建設共同企業体の経営規模は、各構成員の年間平均完工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。

イ 経常建設共同企業体の経営状況分析に係る評点は、各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値によるものとする。

ウ 経常建設共同企業体のその他の評価項目は技術職員数の和とし、営業年数については各構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(2) 組合

(1)のアの規定を準用する。この場合において、1の(1)中「経常建設共同企業体」とあるのは「組合」と、「各構成員」とあるのは「当該組合及び各審査対象者」と読み替えるものとする。

2 主観的事項の評定

工事成績、信用度等により行うものとする。